

長野県公衆衛生専門学校細則（抜粋）

（職員会議）

第3条の2 学校の長（以下「校長」という。）は、必要があるときは、職員会議を開催することができる。

- 2 職員会議は全職員をもって構成する。
- 3 職員会議の協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 学校行事に関する事。
 - (2) 健康管理に関する事。
 - (3) その他必要な事項に関する事。

（講師会議）

第3条の4 校長は、必要があるときは、講師会議を開催することができる。

- 2 講師会議は、校長、専任教員及び関係職員並びにその都度校長が必要と認めた兼任教員、臨床実習指導教員をもって構成する。
- 3 講師会議の協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 教育内容に関する事。
 - (2) 成績評価に関する事。
 - (3) その他必要な事項に関する事。

（教務会議）

第3条の5 校長は、必要があるときは、教務会議を開催することができる。

- 2 教務会議は、校長、専任教員及び関係職員をもって構成する。
- 3 教務会議の協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 教科課程に関する事。
 - (2) 学生の学習、実習、生活及び課外活動等の指導に関する事。
 - (3) 学生の休学、復学、退学及び転入学に関する事。
 - (4) 学生の健康管理に関する事。
 - (5) 教材、教具及び図書に関する事。
 - (6) 学生の単位認定に関する事。
 - (7) 学生の進級及び卒業認定に関する事。
 - (8) 学生の表彰に関する事。
 - (9) その他必要な事項に関する事。

（成績審査等）

第14条 校長は、原則として学科試験を科目ごとに、その課程終了の都度行わなくてはならない。

- 2 前項の学科試験は、科目ごとに授業時間の3分の1を超えて欠席した者は受けることができない。
- 3 成績審査の評定は、規則第5条に定める科目に係る学科試験（演習、論文を含む。）及び実習成績の結果、出席状況並びに平素の学習態度等によって行う。
- 4 各科目の評定は、点数をもって表わし、科目ごと100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 5 不合格者については、再試験を行うことができる。
- 6 疾病、その他やむを得ない事由により受験できなかったときは、追試験を行うことができる。
- 7 学科試験及び実習成績の結果等は、通知表（様式第9号）等により学生に通知することができる。

(証明書等)

第22条 校長は、在学生及び卒業生から次の証明書等の交付について願い出があった場合は所定の手続を経て交付するものとする。

- (1) 学業成績証明書(様式第14号の1から3まで)
- (2) 在学証明書(様式第15号)
- (3) 卒業見込証明書(様式第15号)
- (4) 卒業証明書(様式第15号)
- (5) 推薦書(様式第16号)
- (6) 人物調書(様式第17号)
- (7) 単位修得証明書(様式第18号及び同2)

2 学業成績証明書の科目ごとの評定は、次のとおりとする。

80点以上	優
70点～79点	良
60点～69点	可

3 大学等において修得し認定された単位の評定は「認定」とする。